

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の施行及び一般廃棄物処理業の許可等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月18日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第21号

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の施行及び一般廃棄物処理業の許可等に関する規則の一部を改正する規則

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の施行及び一般廃棄物処理業の許可等に関する規則（平成8年新潟市規則第49号）の一部を次のように改正する。

別記様式第5号の2中「60日」を「3か月」に，「異議申立て」を「審査請求」に，「6月」を「6か月」に，「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第10号（裏）を次のように改める。

(裏)

年度実績				
区分	処分量 t/年	資源化量 t/年	収集運搬業者等	搬入施設・処分業者等
事業系ごみ（一般廃棄物）				
可燃ごみ				
不燃ごみ				
再利用対象物（資源物）				
古紙類				
ガラス瓶				
飲食用缶				
木くず類				
食品系廃棄物				
合計	A	B	排出量 A + B	資源化率 B / (A + B) %

  

年度計画				
区分	処分量 t/年	資源化量 t/年	収集運搬業者等	搬入施設・処分業者等
事業系ごみ（一般廃棄物）				
可燃ごみ				
不燃ごみ				
再利用対象物（資源物）				
古紙類				
ガラス瓶				
飲食用缶				
木くず類				
食品系廃棄物				
合計	A	B	排出量 A + B	資源化率 B / (A + B) %

  

備考
----

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。